

○桜川市行財政改革推進委員会設置要綱

平成17年12月15日

訓令第77号

改正 平成24年3月30日訓令第6号

(設置)

第1条 桜川市行財政改革大綱を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、桜川市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 行財政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行財政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 商工団体
- (3) 女性団体
- (4) 議会
- (5) 知識経験者
- (6) 市民公募に応じた者

(任期)

第4条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を運営し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(平24訓令6・一部改正)

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年訓令第 6 号）
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。